

共同参画だより

令和7年5月
No. 112
常総市人権推進課



▶若年層の性暴力被害予防の啓発について
▶一人で悩んでいませんか

1 毎年4月は「若年層の性暴力被害予防月間」

性犯罪・性暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。政府は、進学・就職など新生活が始まる時期である

4月を「若年層の性暴力被害予防月間」として、若年層が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための広報・啓発を集中的に実施しています。

月間中は、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用し、「同意のない性的な行為は性暴力」「被害者は悪くない」という認識を社会全体に広げていきます。また、身近な人から相談されたときの対応や、相談窓口を周知し、被害にあった方がためらわずに相談できるよう、啓発を強化していきます。



令和7年度のポスター

性的な行為 あなたの同意がないならそれは性暴力

あなたのところとからだは、あなた自身のものです。いつ、どこで、だれと、どのような性的な関係を持つかは、あなたが決めることです。あなたの同意のない性的な行為は「性暴力」です。相手と対等な関係でなかったり、嫌だと言えない状況であったりしたなら、本当の同意があったことにはなりません。また、一つの行為に同意をしたとしても、他の行為に同意したことにはなりません。

同意のない性的な行為は、犯罪となる場合もあります。



性犯罪についての法律や、性的な行為に対して、お互いの気持ちをしっかり確認する「性的同意」についてもっと知りたい方はぜひご覧ください。

性犯罪についての法律をもっと知りたい方はこちら
法務省 HP



URL https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00200.html

動画は政府広報オンラインにて公開中です。
ぜひご覧ください。



URL <https://www.gov-online.go.jp/media/commercials/202311/video-270758.html>

二次被害をなくそう

周囲からの思い込みや偏見などによる言動によって、被害を受けた方がさらに傷つけられてしまうことを「二次被害」といいます。

この二次被害によって、被害者は無力感や罪悪感、自責感を強めてしまうことがあります。何気なくかけた一言が、被害にあわれた方をさらに傷つけることがないように、どのような発言が二次被害にあたるかを知り、二次被害のない社会をつくっていきましょう。

2 一人で悩んでいませんか

もし性暴力の被害にあってしまったら、一人で悩まず、ワンストップ支援センターに相談してください。全国共通番号#8891（はやくワンストップ）にかけると、最寄りのワンストップ支援センターにつながります。プライバシーは守られますので安心して相談してください。

SNSでの相談も◎

キュアタイムでは、これって性暴力?と思うような悩みごと、不安なこと、誰にも言えず困っていることなどをチャットやメールで相談ができます。専門の相談員と一緒に考えます。

性暴力に関するSNS相談 Cure time (キュアタイム)については、こちらをご覧ください。

URL <https://curetime.jp/>



内閣府発行 月刊総合情報誌「共同参画」3・4月号より抜粋

各種相談窓口

▶常総市「女性相談」

女性の様々な悩みを臨床心理カウンセラーにご相談いただける機会をご用意しています。秘密は厳守いたしますので、一人で悩まず、安心してご相談ください。(無料 電話相談可)

相談日：6・10・2月は第3火・日曜日 10:00~12:00 左記以外第3火曜日 10:00~15:00
相談時間：1回 50分程度 ☎ 0297 (23) 2111 内線 2140

HPはこちら→



▶茨城県女性相談センター

☎ 029-221-4166

(配偶者暴力相談支援センターの役割も担っています)
相談時間：平日 9:00~21:00/土日祝日 9:00~17:00

※面接相談(平日・土日祝日:9:00~17:00)は予約制です。まずは、電話にてご連絡ください。

▶厚生労働省の女性支援特設サイト「あなたのミカタ」

HPはこちら↓

DV や性暴力といった困難な問題を抱える女性のための支援ポータルサイトです



▶内閣府 DV相談ナビ

☎ #8008

DV相談+(プラス)☎ 0120-279-889、電話・メール(24時間受付)

※チャット相談(12:00~22:00、10か国語対応)

HPはこちら↓



▶県警女性専用電話

☎ 029-301-8107

DV やストーカー、リベンジポルノ等に関する相談窓口です。(24時間受付)



紹介した公的な機関の他に、支援団体などにも窓口があります。また、厚生労働省の特設支援サイト「あなたのミカタ」では、支援を必要とする女性が必要な情報にアクセスしやすいように、分かりやすく事例が紹介されているほか、地域の身近な相談窓口が検索できます。

共同参画だより

令和7年7月
No. 113
常総市人権推進課

- ▶最近夫婦で会話していますか？
- ▶男女共同参画セミナー“親子で作ろう！シールちぎりアート”を開催します

1 最近夫婦で会話していますか？

家族が仲良く暮らしていくためには、夫婦の協力体制がとても大切です。自分の気持ちを上手く相手に伝えられず、モヤモヤしていませんか？

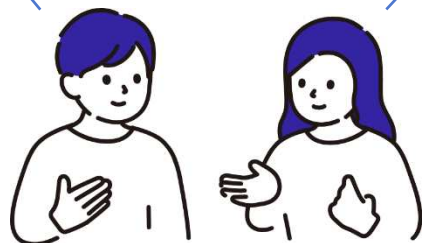
「夫婦が本音で話せる魔法のシート」

このシートを使うと
あら不思議、すんなり話ができて
2人の仲も深まります。



まずは！
シートを
ダウンロード

所要時間 30~45分



作戦会議スタート

PART1 素直な気持ちを伝えてみよう

自分がどんな暮らしをしているのか、日々どんなことを思っているのか。

PART3 「家のこと」のシェアの仕方を考えよう

2人の理想の暮らしを実現するために、日々の暮らしをどのように営むか？

PART2 2人の今を再確認！

今の暮らしをふりかえりながら、自分の理想の暮らしについて考えてみましょう。

PART4 3年後の自分たちを想像してみよう

3年後の未来について思い描いてみましょう。

これならできる！2人のEASY家事IDEA！

◎ 2人で“パラレル家事”

2人が同時に別の家事をこなす「パラレル（同時並行）家事」は、超効率的。レギュラーの組み合わせ（ex：料理×食卓準備、掃除×お風呂）を決めておくとスイスイ片付きます。一方が家事、もう一方がダラダラはなるべく避けましょう！

◎ 余分な家事は“断捨離”

立派な料理が作れなくたって、余分な家事を減らすことも大切なこと。靴下の脱ぎっぱなし、テーブルの物置化、ポケットのゴミ…日々の暮らしをチェックし、減らせるものを考えてみましょう。

◎ “言われる前にやる”で信頼は急上昇！

「わざわざ言わないとやってくれない」家事シェアをする際の代表的なストレスとも言われています。逆にいうと、率先して動くだけで信頼は急上昇！たとえ小さな家事でも、その心遣いに相手は救われるんですよ。

◎ 意外なレスキューワード「子どもと遊びに行くね」

子どもの相手×家事=超ヘビーワーク！この2つが分担できるだけで、ぐっと楽な気持ちに。思い切って自分&子どもだけでお出かけすると、パートナーは喜ぶかもしれません。

◎ 他人と比べない

つつい他人の家庭がまぶしくみえがち。けれど、本当の家族の実態なんて外から見ても分からないものです。他所を引き合いに出すのは夫婦間の大きな亀裂を生みます。気を付けましょう！

参考資料：内閣府男女共同参画局 HP

2 男女共同参画セミナー“親子で作ろう！シールちぎりアート”を開催します

?? シールちぎりアートとは ??

はさみなど道具を使用せず、シールをちぎって作成するちぎり絵です♪
道具を使わないため小さいお子さんも安心して参加いただけます。
作った作品は額に入れてお部屋に飾ったり、手作りの贈り物にも・・・◎



数種類の中から好きな柄をお選びいただけます♪

- 🌸 令和7年8月3日（日） 10：00～11：30 常総市役所本庁舎1F市民ホール
- 🌸 参加費1組700円 🌸 対象 4才以上の親子
- 🌸 定員先着20組（40名程度）
- 🌸 講師 女性団体じょうそう事業委員会 飯泉 とみ子氏
- 🌸 申込 電話☎またはいばらき電子申請（QRコードから）⇒
- 🌸 問い合わせ 人権推進課 ☎0297-23-2111（内線2140）



～ たくさんのお申込みお待ちしております！お気軽にお問合せください ～

主催：女性団体じょうそう事業委員会 協力：常総市人権推進課

共同参画だより



▶「女性版骨太の方針 2025」が決定されました！



女性版骨太の方針 2025

～女性活躍・男女共同参画の重点方針 2025～

R7.6.10 すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定

女性版骨太の方針とは…

女性版骨太の方針とは、**女性の活躍と男女共同参画の推進における重要事項を取りまとめたものです**。正式名称は「女性活躍・男女共同参画の重点方針」といいます。女性を取り巻く問題を解消し、性別を問わずに誰もが自身の個性や能力を発揮できる社会を実現するために、中長期的な観点で女性活躍・男女共同参画の取り組みが推進されています。

背景・基本的な方針

現在我が国では、東京一極集中の流れが続いており、特に女性が地方での生活を選択しない傾向が強まっています。女性にも選ばれる地方を実現することを通じて、女性を含めた誰もが安心して住み続けられる地域を構築することは待ったなしの課題です。そのため、希望する仕事を選択できる環境の整備をはじめ、女性がその地域で個性と能力を十分に発揮する機会が得られ、生きがいを感じながら生活できる地域社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

「女性版骨太の方針 2025」では、いつでも・どこにいても、誰もが自分らしく生きがいを持って生きられる社会を実現させるとともに、多様な地域で、多様な幸せを実現させ、ひいては日本全体が活力を一層向上させることを目指し、下記の**5つの重点事項**に沿って、具体策を取りまとめました。

I 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり

女性が地方での生活を選択しない傾向が強まる中、固定的な性別役割分担意識の解消等を図り、女性を含めた誰もが安心して住み続けられる地方を構築することは待ったなしの課題。

⇒全国各地における女性の起業支援、地域における魅力的な職場・学びの場づくり、地域における人材確保・育成及び体制づくり、地域における安心・安全の確保に取り組む。

II 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり

各地の女性が、いかなるライフステージにあっても仕事を得て、自分らしく生きていくための礎として、女性への家事・育児・介護の負担の偏りを是正し、所得向上・経済的自立を図ることが必要。

⇒女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化、仕事と育児・介護の両立の支援、仕事と健康課題の両立の支援、職場等におけるハラスメントの防止に取り組む。

III あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大

女性の活躍は、多様性（ダイバーシティ）が尊重される社会を実現するとともに、我が国の経済社会にイノベーションをもたらす持続的な発展を確保する上で不可欠な要素であり、あらゆる分野において一層の推進が必要。

⇒企業における女性活躍、政治・行政分野における男女共同参画、科学技術・学術分野や国際的な分野における女性活躍の推進に取り組む。

IV 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現

どこに住んでいても、個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保されることは、男女を問わず、人々が各地域で暮らしていくための基盤。

⇒配偶者等への暴力や性犯罪・性暴力への対策の強化、困難な問題を抱える女性への支援、男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進、生涯にわたる健康への支援等に取り組む。

V 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化

一方の性の視点のみに立脚するのではなく、男女別の影響やニーズを考慮することは、真に男女がともに利益を享受できる施策、製品・サービス等を生むことにつながり、社会における生きづらさをなくしていくことにもつながる。

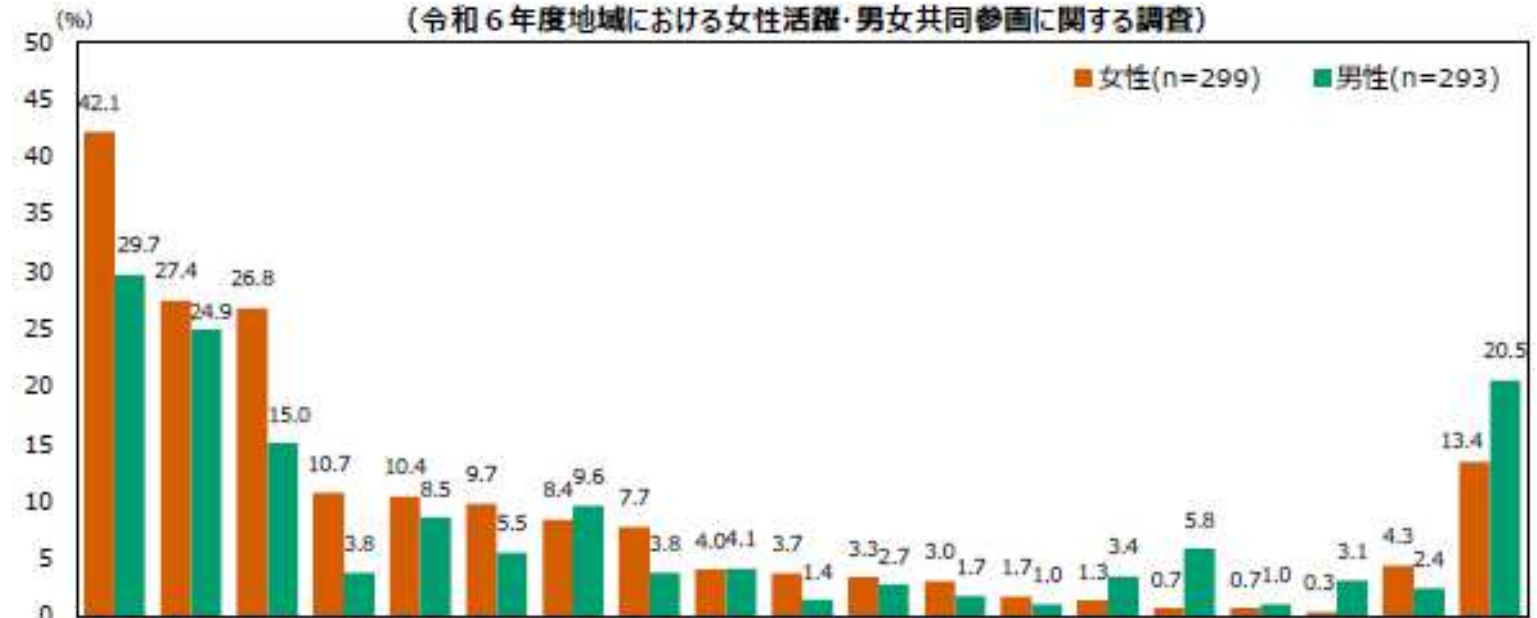
⇒男女共同参画の視点に立った政府計画の策定等の推進、ジェンダー統計の充実、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画に取り組む。



なぜ、地元を離れる？



出身地域を離れた理由（男女別）
（東京圏以外出身で、現在は東京圏に住んでいる者のうち、自分の都合で出身地域を離れた者）
（令和6年度地域における女性活躍・男女共同参画に関する調査）



希望する進学先が少なかったから

やりたい仕事や就職先が少なかったから

地元から離れたかったから

親や周囲の人の干渉から逃れたかったから

学校や職場に通いづらかったから

若者が楽しめる場所や施設が少なかったから

給与・年収が高い仕事が多かったから

出会いやチャンスが少なかったから

生活に必要な施設・サービスが充実していなかったから

多様な価値観が受け入れられなかったから

ゆとりのある暮らしができなかったから

家や学校、地域に居場所がなかったから

女性だから、男性だからという偏見があったから

年齢を理由に活躍できなかったから

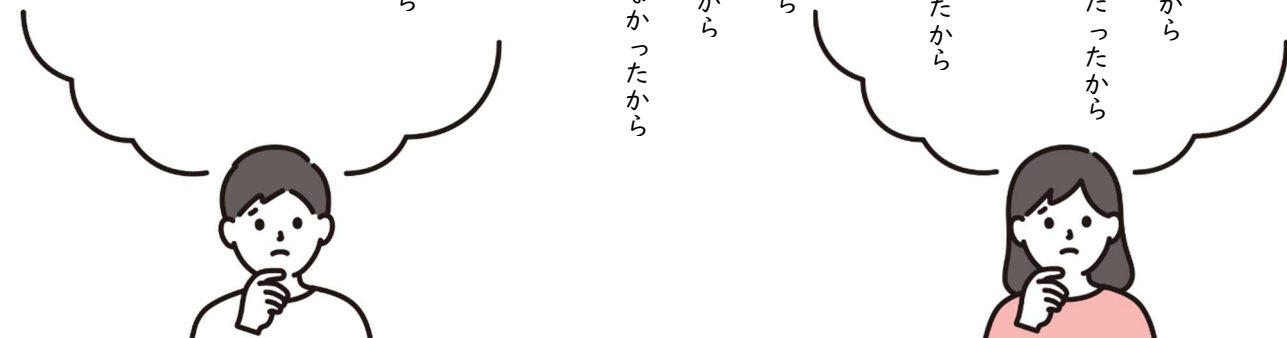
仕事と結婚生活・子育てを両立できなかったから

地元や親や兄弟姉妹の近くに住みたかったから

性別を理由に活躍できなかったから

その他

この中に当てはまる理由はない



（備考）1. 「令和6年度地域における女性活躍・男女共同参画に関する調査」（令和6年度内閣府委託調査）より作成。回答者は18～39歳の男女。
2. 自分の都合（進学や就職など）で、中学校卒業時点で住んでいた地域から転居し（離れた）たと回答した者に対し、「あなたが、自分の都合で、中学校卒業時点で住んでいた地域から転居した（離れた）理由を教えてください。（いくつでも）」と質問。
3. 東京圏は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県。
東京圏以外出身で、現在は東京圏に住んでいる者…中学校卒業時点では東京圏以外に居住しており、現在は東京圏に居住している者。

共同参画だより

令和7年11月
No. 115
常総市人権推進課



- ▶ 令和7年度「女性に対する暴力をなくす運動」
- ▶ ワーク・ライフ・バランスメールマガジン「カエル！ ジャパン通信」
- ▶ ☆申込受付中☆男女共同参画講演会を開催します！

令和7年度「女性に対する暴力をなくす運動」

11月12日～11月25日は令和7年度「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

「女性に対する暴力をなくす運動」とは

政府では、毎年11月12日から11月25日（国連が定めた「女性に対する暴力撤廃の国際デー」）までの2週間、関係団体との連携・協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するための広報活動を実施します（平成13年6月5日男女共同参画推進本部決定）。

暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、特に、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等の暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会で形成していく上で克服すべき重要な課題です。

潜在化しやすい暴力の問題に対し、社会の意識を喚起するとともに、人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることにより、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進します。

★ YouTube にて啓発動画公開中 ★

「DVや性暴力に気づいたら 相談されたら。そのとき、私たちにもできることがある。」
あなたの考えや気持ちを押し付けず、まず寄り添って話を聞くことから、始めてみませんか。
そして、どんな時も「あなたは悪くないよ」と伝えてください。
年齢・性別を問わず相談できる窓口があることも伝えてください。

〈そのとき、私たちにもできることがある。〉ほか3本の動画も公開中です！

動画はこちらのQRコードまたはURLから☆




<https://www.youtube.com/watch?v=bIqw34MQ4D8>



年齢・性別を問わず相談できます プライバシーも秘密もしっかり守られますので、安心して相談してください。

性犯罪・性暴力

SNSで相談
Cure time (内閣府)



電話で相談
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター (内閣府) #8891
性犯罪被害相談電話 (警察庁) #8103

配偶者・交際相手からの暴力

SNSで相談
DV相談プラス (内閣府)



電話で相談
DV相談ナビ #8008

参考資料：内閣府男女共同参画局HP

パープルリボンは女性に対する暴力根絶のためのシンボルマークです。

常総市では、内閣府の定める令和7年度「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて地域交流センター（豊田城）東側を、運動のイメージカラーである紫色にライトアップします♪

【期間】 11月17日（火）～11月25日（火）18：00～20：00

ワーク・ライフ・バランスメールマガジン「カエル！ ジャパン通信」

内閣府男女共同参画局では、月1回（原則月末）ワーク・ライフ・バランスに関するメールマガジン「カエル！ ジャパン通信」を配信しています。

本メールマガジンでは、「職場でワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいるが、なかなかうまく進まない」、「他の企業がどのような取組をしているか成功事例を知りたい」という声を受け、企業の取組事例、有識者のコラム、国や地方公共団体の施策やイベント情報等を掲載しています。ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、バックナンバー掲載情報とあわせて、本メールマガジンの情報を職場やご家庭でぜひご活用ください。



★配信登録はこちら★

<https://www.cao.go.jp/wlb/e-mailmagazine/tetsuzuki.html>



参考資料：月刊総合情報誌「共同参画」10月号

＼申込受付中／男女共同参画講演会を開催します♡

令和7年12月7日（日） 受付 13：00～ / 開演 13：30～15：00

テーマ「実り多い豊かな人生、私は創造的でありたい。」
講師 若宮 正子氏（世界最高齢プログラマー）
定員 先着100名（早めのお申込を！）
申込 11月28日メ切
電話又は、いばらき電子申請
会場 常総市生涯学習センター 多目的ホール（常総市水海道天満町4684番地）
問合せ 常総市役所 人権推進課 ☎0297-23-2111（内線2140）

いばらき電子申請はこちらから



入場無料

主催：常総市 協力：女性団体じょうそう事業委員会

共同参画だより



- ▶ 「令和6年度 仕事と生活の調和推進のための調査研究 ~キャリア形成と育児等の両立を阻害する要因に関する調査~」
- ▶ 「令和7年度 不妊治療と仕事との両立支援担当者等向け研修会」のご案内
- ▶ 法テラスにより 「犯罪被害者等支援弁護士制度」の運用が開始されます

「令和6年度 仕事と生活の調和推進のための調査研究 ~キャリア形成と育児等の両立を阻害する要因に関する調査~」が令和7年8月に公表されました

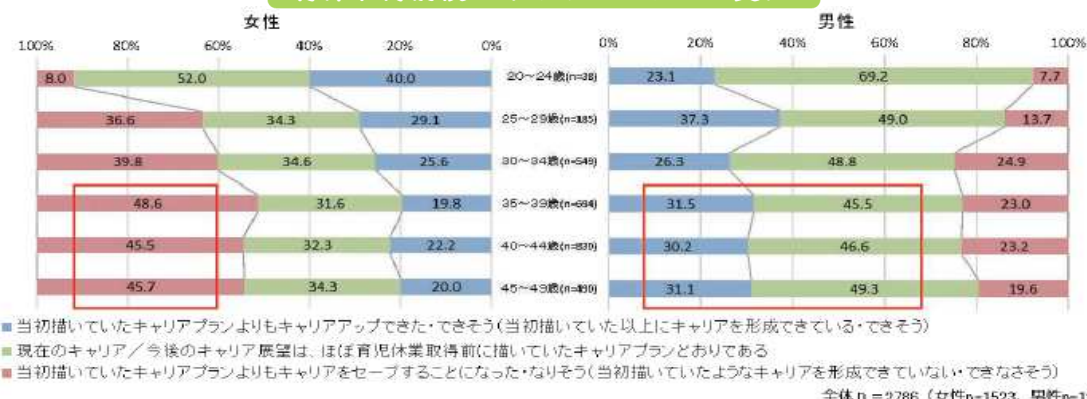
キャリア形成と育児等の両立は、仕事と家庭の両立を望む人々にとって大きな課題です。今回の調査では、特に育児休業から復帰した男女を対象に、キャリア形成における意識調査を行いました。育児期における職場環境や制度の利用状況、評価への影響、将来のキャリア展望等を分析し、両立を阻害する実態を明らかにしました。調査結果は、男女が共にライフイベントとキャリアを両立できる環境づくりに向けたヒントを提供しています。

調査の概要…内閣府男女共同参画局推進課がキャリア形成と育児等の両立に関して意識調査を行ったものです。対象は、全国の20~49歳の男女で、育児休業の取得経験があり、小学生以下の子どもと同居している方々です。令和7年1月にインターネットによるアンケート調査を行い、2,853件の回答を得ました。

▶ 育休取得前後のキャリアプランの変化

育児休業復帰後、35歳以上の女性の約半数が「当初描いていたキャリアプランよりもキャリアをセーブすることになった・なりそう」と回答。一方、男性の約8割が「現在のキャリア/今後のキャリア展望は、ほぼ育児休業取得前に描いていたキャリアプランどおりである」または「当初描いていたキャリアプランよりもキャリアアップできた・できそう」と感じており、男女間でキャリアプランの継続性に大きな差が見られました。

育休取得前後のキャリアプランの変化

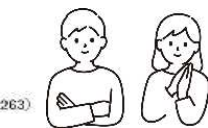


♥ キャリアプランを変更せずに両立を行うための支援

両立支援に必要な要素として、男女ともに「柔軟な勤務制度・制度の利用のしやすさ」「上司の姿勢」「職場全体の雰囲気」が上位に挙げられました。特に男女差が大きいのは「柔軟な勤務制度・制度の利用しやすさ」や「配偶者・パートナーの育児への理解や参画」等であり、家庭内外の支援の重要性を強く感じていることが分かりました。

♥ 復帰後のモチベーションなど

育児休業取得前に将来のキャリアプランを立てていた者は、立てていなかった者に比べると、復帰後の「仕事に対するモチベーション」や「生活全体への満足度」が高い傾向にありました。若いうちからキャリア形成を考えていくことや、そうした取組を企業等が支援していくことが重要です。



調査結果の詳細はこちらをご覧ください

URL <https://www.cao.go.jp/wlb/research.html#r06>



「令和7年度 不妊治療と仕事との両立支援担当者等向け研修会」のご案内

本研修会では、不妊治療と仕事との両立について、その現状や企業に望まれる取組、労働者への対応における留意点などをテーマとし、厚生労働省、産婦人科医、社会保険労務士、産業医、コンサルタント、取組が進んでいる企業の担当者が講師としてそれぞれの視点から説明しています。(オンデマンド・無料)

▶ 不妊治療と仕事の両立へのニーズは大きい

不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦の割合は、夫婦全体のおよそ4.4組に1組(22.7%)にのびります。

不妊かもしれないと考えている、または将来的に妊娠を望んでいる夫婦も含めると、不妊治療と仕事との両立について配慮が望まれる夫婦は、更に多くいることでしょう。



▶ 不妊治療と仕事の両立に困難を抱える労働者は多い

不妊治療と仕事を両立しようとする労働者のうち、4人に1人以上(26.1%)が「両立ができなかった」としています。これは、不妊治療では、体の状態や治療の進行状況によって通院のタイミングが変わるため、事前の計画が難しい場合もあるためと考えられます。また、治療の副作用による体力的な負担に加え、治療それ自体や日程調整などに伴う精神的な負担も大きな問題となります。



▶ 「不妊治療と仕事との両立支援担当者等向け研修会」の実施

厚生労働省では、不妊治療は治療内容、治療期間等が労働者個人の人々の状況によりさまざまなことから、相談体制、両立支援制度の整備等、男女ともに労働者が不妊治療をしながら働き続けることができるよう企業の積極的な取組をお願いしています。

具体的な取組の手法をご案内するため、事業主、人事労務担当者、産業医、産業保健スタッフ、産婦人科医等の皆さんを対象に、産婦人科医、社会保険労務士、取組が進んでいる企業の担当者が講師として、不妊治療や両立支援制度、具体的な取組事例を内容とした研修会(オンデマンド・無料)を実施します。期間中はいつでも受講できますので、ぜひ受講ください。

研修会の詳細はこちらをご覧ください

URL

<https://www.funinryoritsu.mhlw.go.jp/>



法テラスにより 「犯罪被害者等支援弁護士制度」の運用が開始されます

令和8年1月13日、「総合法律支援法の一部を改正する法律」(令和6年法律第19号)が施行され、「犯罪被害者等支援弁護士制度」の運用が、法テラスによる「犯罪被害者等法律援助」として開始されます。

本制度は、刑法における性犯罪などの犯罪行為によって被害を受けた犯罪被害者等に対し、被害直後から、弁護士による包括的かつ継続的な支援を受けられるようにするものです。

法テラスには、本制度以外にも犯罪被害者等が利用できる様々な制度がございますので、まずは、法テラス犯罪被害者支援ダイヤル(0120-079714(なくことないよ))にお問合せください。

法テラス犯罪被害者支援ダイヤル

0120-079714

※IP電話からは、03-6745-5601



法テラスは、国が設立した公的な法人です!

詳細はこちらをご覧ください

URL <https://www.houterasu.or.jp/site/higaishashien/hanzaihighai-seido-7.html>



共同参画だより

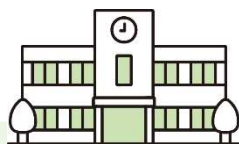
令和8年3月
No. 117
常総市人権推進課



- ▶ 教育×男女共同参画
 - ▶ 知っていますか？「ポジティブアクション」。
 - ▶ 『共同参画だより』アンケート調査にご協力ください

教育×男女共同参画

1999年男女共同参画社会基本法が制定されてからの、学校教育はどう変化したのか？



『男女共同参画社会基本法』とは？

平成11年6月23日公布・施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱（基本理念）を掲げています。



男女別通学班の解消

昔は、尋常小学校の名残で“男女別の通学班”でした。しかし、ずいぶん前から“男女混合班”で編成されています。男女混合班では、体力や学年、リーダーシップの適性に応じて性別にかかわらず役割を分担することが自然になっています。

1973年の学習指導要領改訂→高等学校の家庭科、中学校の技術・家庭科が「女性は家庭生活を担うべき」という性別役割分業意識のもと、「女子のみ必修」になりました。しかし、1993年には家庭科が男女必修となりました。男性にも調理や裁縫・育児といった生活の知識と技能が求められるようになりました。

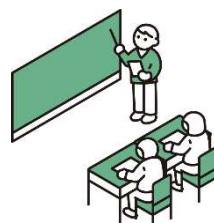
中学校及び高等学校の家庭科の必修

男女混合名簿の導入

昔は、男子が先に呼ばれる、男子が優先されるべきとされていました。男女共同参画社会基本法をきっかけに、男女平等の思想に基づく男女混合名簿の導入が全国的な取り組みとして普及しました。現在は、混合名簿が自然になっていて、人間関係も性別に隔たりがなく自然に築かれています。

男女平等や多様性を尊重する観点から、以前は「くん」「ちゃん」であったが、現在は小学生を「さん」で統一して呼んでいる。

“〇〇さん”づけの統一



女子の制服選択制の導入

2010年以降頃から従来の「女子はスカート、男子はスラックス」という性別に基づく固定的な慣行の見直しがされて、女子生徒の制服にスカート以外の選択肢（主にスラックス）が導入・「スカートまたはスラックス」という選択制を導入している学校もあります。

男女共同参画社会基本法が制定されてから約27年。学校教育でもさまざまな取り組みがされています。

協力 常総市教育委員会



知っていますか？「ポジティブアクション」。

「ポジティブアクション」とは・・・

固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、
●営業職に女性はほとんどいない ●課長以上の管理職は男性が大半を占めている
等の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組をいいます。



ポジティブ・アクション普及促進のための
シンボルマーク「きらら」【厚生労働省】

厚生労働省ホームページより抜粋

「ポジティブアクション」の必要性

- ① 高い緊要度**
日本における女性の参画は徐々に増加しているものの、他の先進諸国と比べて低い水準であり、その差は拡大しています。これまでの延長線上の取組を超えた効果的な対策として、暫定的に必要な範囲において、ポジティブ・アクションを進めていくことが必要です。
- ② 実質的な機会の平等の確保**
世論調査の結果などを見ても、我が国は、固定的性別役割分担意識に関する偏見が根強いことがうかがえます。また、現状では男女の置かれた社会的状況には、個人の能力・努力によらない格差があることは否めません。こうした中、実質的な機会の平等の確保が必要となります。
- ③ 多様性の確保**
女性を始めとする多様な人々が参画する機会を確保することは、政治分野においては民主主義の要請であり、行政分野においては、バランスのとれた質の高い行政サービスの実現にもつながります。また、民間企業の経済活動や研究機関の研究活動において、多様な人材の発想や能力の活用は、組織・運営の活性化や競争力の強化等に寄与するものです。

「ポジティブアクション」の手法

ポジティブ・アクションには多様な手法があり、例えば、次のように分類できます。各団体、企業、大学、研究機関などの特性に応じて最も効果的なものを選択することが重要です。

- ① 指導的地位に就く女性等の数値に関する枠などを設定する方式**
○クォータ制(性別を基準に一定の人数や比率を割り当てる手法)等
- ② ゴール・アンド・タイムテーブル方式**
(指導的地位に就く女性等の数値に関して、達成すべき目標と達成までの期間の目安を示してその実現に努力する手法)
- ③ 基盤整備を推進する方式**
(研修の機会の充実、仕事と生活の調和など女性の参画の拡大を図るための基盤整備を推進する手法)

内閣府男女共同参画局ホームページより抜粋

『共同参画だより』アンケート調査にご協力ください ★所要時間2分程度★

市では、身のまわりの男女のパートナーシップなど、男女共同参画の実現に向けた情報提供の一環として『共同参画だより』を発行しています。

『共同参画だより』をよりよいものにするため、皆さんの意見を調査し今後の参考にさせていただきますのでご協力をお願いいたします。

- 個人情報の入力不要！
- スマートフォンまたはパソコンから回答！

☞回答はQRコードまたはURLからいばらき電子申請システムにてお願いいたします。



【URL】 https://apply.e-tumo.jp/city-joso-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=84332

調査期間は令和8年3月2日～令和8年3月31日までです。

【問合せ】人権推進課ダイバーシティ推進係 0297-23-2111 (内線2140)

